

特定目的菓子贈与禁止法

(目的)

第一条 この法律は、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情を催させる目的で特定日に特定菓子を提供することについて必要な規制を行うことにより、特定菓子を販売する事業活動を通じた不当な利益の発生を防止し、あわせて国民の風紀の保持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定菓子」とは、チョコレート、クッキー、キャンディその他の嗜好品であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定日」とは、二月十四日をいう。

(義務)

第三条 何人も、特定日に、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情を催させる目的で、特定菓子を贈与することができない。

(警告)

第四条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、第三条の規定に違反する行為をされたとして当該行為に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情を催させる目的で行われたものでないことを釈明すること。

二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項

2 前項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(過料)

第五条 第四条第一項の命令に違反した者は、千円以下の過料に処する。